

岡山市ハレカハーフ交付要綱

（趣旨）

第1条 高齢者及び障害者（難病患者を含む）が路線バス・路面電車及び定期船（宝伝港一犬島港）（以下「路線バス等」という。）を利用する場合において市が運賃を一部負担することにより，高齢者及び障害者（難病患者を含む）の交通の利便性を向上させるとともに，路線バス等の利用を促進し，公共交通事業者の経営安定化を図ることを目的として，ハレカハーフを交付するものとし，その交付に関しては，この要綱に定めるほか，Harecaカード取扱規則に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「ハレカハーフ」とは，岡山市内を走行している路線バス等を正規の運賃より低額の負担で利用すること（以下「低額利用」という。）ができるように，必要な情報を電子的方式により記録し，又は書き換えることができるＩＣチップ入り乗車券のことをいう。

（交付対象者）

第3条 ハレカハーフの交付の対象者は，岡山市の住民基本台帳に記録されている者であって，満65歳以上のもの（以下「高齢者」という。）又は身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特定医療費（指定難病）受給者証，障害福祉サービス受給者証のいずれかの交付を受けているもの（以下「障害者」という。）とする。

（申込み及び交付）

第4条 ハレカハーフの交付を受けようとする者は，別に定める交付申込書に顔写真を貼付して市長に申し込まなければならない。申込みに際して，申込金及び預かり金（デポジット）は不要とする。Harecaカード取扱規則に定める購入時プレミアは付与しない。

2 市長は，前項の規定による申込みがあったときは，これを審査のうえ，前条に規定する交付対象者であると認められる場合には，速やかにハレカハーフを交付対象者本人に交付するものとする。この場合において，申込日以降に満65歳となる者に対しては，満65歳に達する日以降に交付する。

3 市長は，ハレカハーフの交付を受けた者（以下「受給者という」）に対し，運行バス事

業者から低額利用により運送を受ける権利を給付する。ただし、受給者が第３条に規定する交付対象者に該当しなくなったときは、当該権利を失う。

（低額利用の対象となる会社及び路線等と低額利用の条件）

第５条 低額利用の対象となる会社及び路線等は、次の表のとおりとする。

会社名	対象路線
中鉄バス株式会社	路線バス：全線（コミュニティバスを除く。）
宇野自動車株式会社	路線バス：全線
両備ホールディングス株式会社	路線バス：全線
東備バス株式会社	路線バス：全線
備北バス株式会社	路線バス：地頭線
岡山電気軌道株式会社	路面電車：全線 路線バス：全線
下津井電鉄株式会社	路線バス：全線
中鉄北部バス株式会社	路線バス：勝山線
八晃運輸株式会社	路線バス：全線
株式会社あけぼのマリタイム	定期船：宝伝港―犬島港

２ 高齢者については、乗車し、又は降車する停留所のいずれかが岡山市内でなければ低額利用の対象とならない。

（低額利用の運賃）

第６条 低額利用を行った場合の運賃は、正規の運賃の半額（１０円未満切り上げ）とする。

（低額利用の期間等）

第７条 低額利用の対象となる期間は、令和３年１０月１日から市長が別に指定する日までとする。

（低額利用の方法等）

第８条 受給者は低額利用をする場合、降車の際運転手へハレカハーフを提示し、ハレカハーフ又は現金等で低額利用における運賃の支払いを行うものとする。

２ 前項に定めるハレカハーフでの支払いを希望する受給者は、Hareca カード取扱規則に

定めるチャージ方法により Hareca カード取扱事業者に対し、ハレカハーフ利用における運賃を前払い（チャージ）することで、ハレカハーフの I C カードリーダータッチによる低額利用における運賃の決済を行うことができる。

（所有権）

第 9 条 ハレカハーフの所有権は本市に帰属する。

（ハレカハーフの管理等）

第 10 条 第 4 条の規定による受給者は、ハレカハーフを破損し、汚損し、又は紛失してはならない。

2 受給者は、ハレカハーフを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

3 受給者がハレカハーフを不正に使用した場合は、市長はハレカハーフを使用停止とし、受給者は運行事業者に対し、Hareca カード取扱規則に基づき所定の運賃又は割増運賃等を支払うこととする。

（再交付）

第 11 条 受給者は、紛失、破損等によりハレカハーフの再交付を受けようとするときは、別に定める再交付申込書により市長に再交付を申し込むことができる。再交付の申込みに際して、申込金及び預かり金（デポジット）は不要とする。

2 受給者は、氏名等ハレカハーフの記載事項に変更があったときは、別に定める再交付申込書により市長に再交付を申し込まなければならない。再交付の申込みに際して、申込金及び預かり金（デポジット）は不要とする。

3 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、ハレカハーフを再交付するものとする。

（払戻し）

第 12 条 受給者は、岡山市が指定する払戻事業者に対し、払戻し希望額から 210 円を差し引いた額の払戻しを求めることができる。ただし、払戻し希望額のうち Hareca カード取扱規則に定めるプレミア相当額は払戻しの対象外とする。

（返還）

第 13 条 受給者が第 3 条に規定する交付対象者に該当しなくなったとき又はハレカハーフ

フを必要としなくなったときは、別に定める返還届により直ちに市長にハレカハーフを返還しなければならない。

- 2 前項の場合受給者は、岡山市が指定する払戻事業者に対し、返還するハレカハーフ内のチャージ残額から210円を差し引いた額の払戻しを求めることができる。ただし、チャージ残額のうち Hareca カード取扱規則に定めるプレミアム相当額は払戻しの対象外とする。

(Hareca カード取扱規則との適用関係)

第14条 ハレカハーフの取扱いについては、Hareca カード取扱規則における Hareca カードの取扱いに準じるものとする。

- 2 この要綱と Hareca カード取扱規則の内容とで矛盾・抵触が生じる場合は、この要綱が優先される。
- 3 ハレカハーフの利用に関して Hareca カード取扱規則別表5に記載する手数料は徴収しない。ただし、Hareca カード取扱事業者に対して、ハレカカードの利用履歴を確認する場合の履歴確認手数料についてはこの限りではない。
- 4 ハレカハーフは、Hareca カード取扱規則に定める Hareca 定期券として利用することはできない。

(改正)

第15条 この要綱は、予告なく改正する場合がある。改正後も利用者が異議なく利用継続する場合は、改正後の利用規約に同意したものとみなす。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。